

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 26 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2017 年 3 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

個人情報保護法改正（サイバーセキュリティ）

2017 年 2 月 22 日、個人情報保護法（Privacy Act 1988（Cth））の改正案が成立しました。これにより、個人情報漏洩事故の強制報告制度が 12 ヶ月以内に導入されます。これまでは個人情報の誤用・紛失・不正アクセス・不正使用等を防ぐ合理的な措置を講じることは法律上義務付けられていましたが、個人情報の漏洩事故が発生した場合、オーストラリア情報委員会（OAIC）のガイドラインによって、OAIC とその個人に対して報告・通知することが推奨されていただけでした。今回の法改正により、以下のとおり報告・通知が法的に義務化されます。

- 個人情報を有する企業は（主体）
- 個人情報に対する不正アクセス、不正開示や紛失等があり、その結果その個人に重大な害が及ぶと考えられる場合（eligible data breach）（対象）
- OAIC、漏洩した情報に関する個人、eligible data breach の危険がある個人に対して（報告・通知の相手方）
- 実務上可能な限りすぐに（タイミング）
- 報告・通知をしなければならず、違反した場合は、最大 180 万ドルの罰金が科せられます（法的義務・罰則）

今回の法改正の内容について、上記要件を詳細に説明するとともに、例外要件や今後の対応を含めて解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

[Japan Practice 紹介サイト](#)



iPhone アプリのダウンロード

iTunes アプリストアから PocketCU アプリをダウンロードできます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の
ソーシャルメディア公式アカウント



その他の注目のトピック

クイーンズランド州の新計画法

現在の持続可能な計画法（Sustainable Planning Act 2009）に替わるクイーンズランド州の新計画法（Planning Act 2016）が、2017年7月3日から施行されます。新計画法は、計画の策定・開発の評価・紛争の解決を中心に構成され、新たな規制計画の枠組みが導入されます。新計画法における開発の定義・カテゴリー、開発評価の分類・内容・ルール、例外要件の他、土地の価値を下げる不利な変更計画（Adverse planning change）に対する補償について説明します。

原文（英語）への[リンク 1](#)及び[リンク 2](#)はこちら

産業医による健康診断の受診義務

職場で負傷した従業員が、職場復帰に際して産業医による健康診断の受診を拒否し続けたため解雇された事案について、フェアワーク委員会及び連邦裁判所は、本事案ではクイーンズランド州の石炭鉱山健康安全法に基づき受診義務が認められると判断した一方、適用法令がない場合に雇用契約の黙示の条件として受診義務が認められるかについては判断を控えました。本事案の内容とフェアワーク委員会及び連邦裁判所の判断について解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

従業員による企業秘密情報の盗用

企業は、外部の第三者による秘密情報への不正アクセスを防ぐだけでなく、従業員による秘密情報の盗用も防ぐ必要があります。企業による防止措置として、雇用前・雇用中・退職時の各場面において取り得る対策について具体的に解説するとともに、実際に盗用が発覚した場合の対応について説明します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

ペナルティレートの引き下げ

現代化された労使裁定（modern awards）が改訂され、ホスピタリティ産業、ファーストフード産業、小売産業、製薬産業の各業界で、2017年7月1日から日曜・祝日勤務時のペナルティレートが引き下げとなります。具体的な引き下げ後の料率は業界や従業員の勤務区分によって異なるため注意が必要です。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

不公正な入札手続からの法的救済

政府系の入札案件において、入札者が不公正な取り扱いを受けたり、政府機関が表明した RFT（入札要請）の要項に違反する行為が行われたとしても、落札者以外の入札者と政府との間には通常は契約関係が認められないため、入札者が政府に対して法的救済を求めることは容易ではありません。このような場面において、どのような法的救済が考えられるかについて考察します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

契約条項のミスの防止と是正

現代の契約、特にビジネス上の契約は複雑かつ長大にわたるものが少なくなく、契約条項にミスが含まれることも珍しくありません。たとえば、当事者が重大な条項が欠けている古いバージョンのドラフトを最終版と取り違えて契約書に調印し、後に契約内容をめぐって紛争になるケースも実際に発生しています。契約条項に誤りがあった場合、当事者の合意や裁判でこれを是正する余地はあるものの、それに要する時間と費用は無視できません。契約条項のミスを予防することの重要性と具体的な方法について解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

倉庫のリースがリテールリースに該当すると判断した裁判例（ビクトリア）

ビクトリア州の最高裁判所は、商業地域にある倉庫のリース（テナントは顧客の商品を倉庫の冷蔵施設で保管するサービスを有料で提供していた事案）について、リテールリース法（Retail Leases Act 2003）の適用があるリテールリースに該当すると判断しました。ビクトリア州では、リテールリースと認定されるとテナントの保護がかなり厚くなります。オーナー側としては意図せずしてリテールリースと認定されることがないように注意が必要です。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

オーストラリア会社法概説



本書のご購入をご希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

最近行われたセミナーのご報告

豪州 M&A 取引実務 (2016年8月)

加納弁護士が「豪州 M&A 取引実務 ～ M&A の種類、手続の流れと注意点、買収後の経営統合等に関する基本的なポイント」をテーマに講演を行いました。調整スキーム (Scheme of Arrangement) などの豪州特有の法制度も踏まえながら、入札 M&A 案件の特徴と注意点、買収監査 (デューディリジェンス) と表明保証条項との関係、買収後の経営統合に関する留意点とその対応など、日本の M&A との相違点にも触れながら解説を行いました。講演で使用したパワーポイント資料はこちらの[リンク](#)から無料でダウンロードすることができます。

今後開催予定のセミナーのご案内

豪州 M&A 取引実務 (2017年4月)

加納弁護士が、2017年4月20日(木)に弊社シドニーオフィスにて、「豪州 M&A 取引実務～近時の買収実務動向と成功への鍵」をテーマに講演(シドニー日本商工会議所主催シドニービジネス塾)を行います。今回は、豪州における M&A 取引の基本に加え、案件遂行上の実務的な留意点や買収後の経営統合プロセス (PMI) を含む実務の最前線について解説します。お申込み方法等の詳細は、こちらの[リンク](#)をご参照ください。

最近の出版物

「拡大する豪州 M&A マーケットの動向と買収時の留意点」(「ビジネス法務」2016年4月 Vol.16 No.4)

豪州の M&A マーケットの全体動向を紹介しつつ、2015年12月に施行された外資規制法の改正、豪州企業の買収手法、企業買収に絡んで実務的な問題を生じる労働法制上の注意点等、豪州における M&A の基本的な留意点について解説しています。

配信停止

プライバシー

連絡先

本メールには秘密事項が含まれています。誤送信により本メールを受領した場合には、本メールの削除をお願いいたします。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。



パートナー 加納寛之
直通電話：07-3292-7262
メール：hkano@claytonutz.com



シニアアソシエイト 山浦茂樹
直通電話：07-3292-7571
メール：syamaura@claytonutz.com



シニアアソシエイト 鈴木正俊
直通電話：07-3292-7044
メール：msuzuki@claytonutz.com



ロークラーク 高橋輝好
(日本法弁護士・日本から出向中)
直通電話：07-3292-7991
メール：ttakahashi@claytonutz.com



ロークラーク カ石剛志
(日本法弁護士・日本から出向中)
直通電話：07-3292-7432
メール：tchikaraishi@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント
大竹佳代子
直通電話：07-3292-7599
メール：kotake@claytonutz.com